

2023年2月28日

環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性戦略推進室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「次期生物多様性国家戦略（案）」に対する意見について

2023年1月30日付で意見募集が開始された「次期生物多様性国家戦略(案)」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「次期生物多様性国家戦略（案）」に対する意見

| # | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|---|----------------------------------|---|--|
| 1 | 表紙 | 表題 | <ul style="list-style-type: none"> ・本戦略の策定根拠である生物多様性基本法第 11 条において、「生物多様性国家戦略」と定められていることを前提としたうえで、本戦略の策定趣旨を踏まえると、生物多様性も包含される「自然」総体の保全・回復が目的であると理解している。 ・したがって、『生物多様性』国家戦略」という表題は、本戦略目的の一部分のみを表現しているにすぎないように読めることから、例えば、「ネイチャーポジティブ」の訳語である「自然再興」を用いて、「自然再興国家戦略」とすることも考えられる。表題の適切性も含めて検討いただきたい。 |
| 2 | 38 頁 38 行 ～ 39 頁 8 行 | ②ファイナンスの拡大等による民間資金の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・「国は、グリーンファイナンスにおける生物多様性・自然資本分野の取組を促進するため、(中略) 金融機関を含めた事業者による生物多様性・自然資本の配慮に係る情報開示や目標設定についての技術的助言を行う」、「生物多様性・自然資本に配慮した事業活動について、事業者と金融機関の対話(エンゲージメント)を促すよう技術的助言や体制構築を行う」とされていることを歓迎する。 ・ご理解のとおり、現時点において金融機関としては、どのようなデータにもとづき、どのように生物多様性・自然資本に配慮した事業活動を評価すべきか判断が難しい。このため、関係省庁が連携し、概念や定義などを整理した、より明確なガイダンスを作成するなど、技術的助言や体制構築をお願い申しあげる。 |
| 3 | 119 頁 17 行 ～ 22 行 | 3-1-4 情報開示、定量評価及び定量目標設定の支援 ＜現状と目標＞ 生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数または割合 | <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数または割合」に関し、例示されている TNFD や SBTs for Nature に賛同している企業数だけでは、2019 年度の現状値が「75%」にならないと理解しており、この「生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数または割合」の算定に関する基準や事例を明確に記載いただきたい。 ・算定基準が明らかになることで、より具体的な取組みが可能となる。 |

| # | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|---|------------------------------------|---|--|
| 4 | 119 頁 23 行 ～ 120 頁 4 行 | 3-1-5 生物多様性・自然資本に関する情報開示、グリーンファイナンスの促進 <現状と目標> | <ul style="list-style-type: none"> ・「TNFD への賛同団体数」が目標として設定されているが、これは情報開示に関する目標であり、グリーンファイナンスの促進に関する目標が設定されていない。 ・現時点において、生物多様性や自然資本の保全・回復に資するグリーンファイナンス事例は限定的であり、また、評価手法・KPI の設定・プロジェクトの意義等、整理すべき課題が多く残されていると理解している。 ・このため、さらなるグリーンファイナンスの促進に向けた課題解決の進捗を示す、定性的な目標も含めた具体的な目標設定を検討いただきたい。 |
| 5 | 120 頁 25 行 ～ 121 頁 3 行 | 3-2-1 ネイチャーポジティブに係るビジネス分野の取組支援 3-2-2 優良事例の情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・ネイチャーポジティブに係るビジネス分野の取組促進に当たっては、海外企業の好事例を参照しつつ、気候変動対応や循環型経済等、関連するサステナビリティ課題の解決にも相乗的な効果が期待できる取組みを進めることが望ましい。 ・3-2-1 で表明されている「情報共有基盤の拡充」や、3-2-2 の「優良事例を取りまとめ国内外へ情報発信」を期待したい。 |
| 6 | 152 頁 9 行 ～ 12 行 | 5-1-29 ESG 投資を先導する生態系サービスの経済性評価技術の開発 | <ul style="list-style-type: none"> ・例示されている花粉媒介サービスや病害虫防除等の生物的コントロール等の生態系サービスの定量化、経済性評価技術の開発は重要な試みであると理解しているが、「ESG 投資を先導する」には、いずれもその後の展開が限定的なように思われる。 ・「ESG 投資を先導する」ためにも、生態系サービスに限らず、自然資本の利用に関する幅広い経済的評価も検討いただきたい。 |
| 7 | 160 頁 34 行 ～ 37 行 | 5-4-5 OECM 認定に係るインセンティブの検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・「OECM の認定を受けた土地の生物多様性の価値を証書化等し、自主的に市場で売買されるような枠組みの検討を進める」とされているが、「30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会」では証書は相対取引とし、市場売買を想定しない制度を前提に検討されていると理解しており、整合性に問題がないか確認いただきたい。 |
| 8 | 第 2 部 | 行動計画全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・「具体的施策」ごとに具体的な「現状と目標」が定量的に設定されているが、関係する各主体（国、地方公共団体、事業者、研究機関・研究者・学術団体、教育機関、民間団体、国民）が、それぞれ期待される役割を發揮し、十分に連携することで達成されるように、戦略の妥当性を含めて、適切な進捗管理をお願い申しあげる。 |

| # | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|---|----|------------------|--|
| 9 | 全体 | 第3章 行動目標3-1など | <ul style="list-style-type: none"> ・「企業による生物多様性・自然資本への影響の定量的評価」（定量的な評価）と表現されているが、自然関連財務情報タスクフォース（TNFD）では、「企業活動の自然への依存度・影響を考慮したリスク・機会」を評価することを提言している。 ・TNFDとの整合性を意識して「企業による生物多様性・自然資本への『依存度・』影響の定量的評価」とすることを検討いただきたい。 |

以上